

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例制定について

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 24 日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の中心市街地において賑わいと交流の場を創出するとともに活性化を図り、もって持続可能な地域社会の形成及び福祉の向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、周南市徳山駅前賑わい交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 周南市徳山駅前賑わい交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周南市徳山駅前賑わい交流施設	周南市御幸通 2 丁目 28 番 2

(施設)

第 3 条 周南市徳山駅前賑わい交流施設に、次の施設を置く。

- (1) 周南市立図書館条例（平成 15 年周南市条例第 102 号）第 2 条の表に規定する周南市立徳山駅前図書館（以下「徳山駅前図書館」という。）
- (2) 市民活動支援センター
- (3) 交流室
- (4) 飲食施設
- (5) その他の附帯施設

2 徳山駅前図書館の管理については、周南市立徳山駅前図書館条例（平成28年周南市条例第 号）の定めるところによる。

（事業）

第4条 周南市徳山駅前賑わい交流施設のうち、市民活動支援センターを除いた施設は、次の各号に掲げる事業を行う。

（1） 中心市街地の賑わいと交流の創出に関する事業

（2） 中心市街地の活性化に資する情報発信等に関する事業

（3） 前2号に掲げるもののほか、賑わい交流施設の設置目的を達成するために必要な事業

（休館日）

第5条 周南市徳山駅前賑わい交流施設のうち、徳山駅前図書館及び市民活動支援センターを除いた施設（以下「賑わい交流施設」という。）の休館日は、設けないものとする。

2 市民活動支援センターの休館日は、毎月第1及び第3火曜日並びに12月31日から翌年1月3日までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 賑わい交流施設の開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。

2 市民活動支援センターの開館時間は、平日は午前9時30分から午後10時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時30分から午後8時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

4 次条に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第1項に規定する開館時間を変更することができる。この場合において、変更した開館時間は、規則に定める。

（指定管理者による管理）

第7条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、賑わい交

流施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第8条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 賑わい交流施設の維持管理に関する業務
- (3) 賑わい交流施設の使用の許可に関する業務
- (4) 別表第1に定める施設（以下「交流室等」という。）の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、賑わい交流施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第9条 賑わい交流施設を占有して使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、賑わい交流施設を占有して使用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可してはならない。

- (1) 賑わい交流施設の設置目的に反して使用のおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 第3条各号に規定する施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設等の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 指定管理者は、第1項に規定する許可を行うに当たり必要と認めるときは、管理上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 前条第1項に規定する使用の許可（以下「使用の許可」という。）を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の許可の目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第 11 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第 9 条第 3 項に定める許可の条件又は指示に違反したとき。
- (4) その他施設等の管理上特に必要があると認めたとき。

(飲食施設の使用料)

第 12 条 飲食施設の利用者は、当該施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を当該月の 5 日までに納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成 15 年周南市条例第 56 号）の規定の例により算出した額とする。
- 3 飲食施設の使用において、使用を開始する日が月の初日でない場合、又は使用を終了する日が月の末日でない場合の当該月の使用料は、日割計算による。この場合において、使用料に 10 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- 4 飲食施設における電気、ガス、水道料金、下水道使用料等（以下「電気料金等」という。）は実費負担とし、飲食施設の利用者はその金額を毎月納付しなければならない。

(交流室等の利用料金)

第 13 条 交流室等の利用者は、使用の際に、利用料金を納付しなければならない。

- 2 前項の利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料及び利用料金の減額又は免除)

第 14 条 市長は、規則で定める基準により、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料及び利用料金の還付)

第 15 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、飲食施設の利用者がその責めに帰することのできない理由により、飲食施設を使用することができなくなったときは、その限りではない。

2 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、交流室等の利用者がその責めに帰することのできない理由により、交流室等を使用することができなくなったときは、その限りではない。

(原状回復等)

第 16 条 利用者は、その使用が終わったときは、直ちに利用者の責任において、これを原状に復さなければならない。

2 前項の規定は、第 11 条の規定により使用の許可を取り消された場合にも準用する。

3 利用者が前 2 項に定める義務を履行しないときは、指定管理者が利用者に代わってこれを行い、その費用は利用者の負担とする。

(指定管理者による使用)

第 17 条 第 9 条の規定にかかわらず、指定管理者は、自ら飲食施設を使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可（法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可をいう。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の指定管理者の飲食施設の使用については、第 9 条及び第 12 条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「飲食施設の利用者」とあるのは「指定管理者」と読み替えて準用する。

(損害賠償)

第 18 条 賑わい交流施設の利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(市長による直営)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、自ら賑わい交流施設を管理することができる。この場合において、第 9 条、第 11 条及び第 13 条から第 16 条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて

準用する。

- 2 市長は、前項の規定により自ら施設を管理することになったときは、別表第1及び別表第2に定める利用料金を使用料として使用者から徴収する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定の手續その他の準備行為は、行うことができる。

別表第1（第8条、第13条関係）

交流室等利用料金

区 分	利用料金（1時間当たりの単価）
交 流 室 1	900 円
交 流 室 2	1,200 円
交 流 室 3	200 円
そ の 他 の 附 帯 施 設	10 平方メートル当たり 150 円

備考

1 次の各号に掲げる場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 営利（営業、宣伝等を含む。以下同じ。）を目的とする場合 100分の200

(2) 営利を目的としないが、入場料等を徴収し、又は物品販売を行う場合 100分の120

2 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

3 その他の附帯施設の使用面積が10平方メートルに満たない場合は、その端数の面積は10平方メートルとみなす。

別表第2（第13条関係）

交流室冷暖房利用料金

区 分	冷暖房利用料金（1時間当たりの単価）
交 流 室 1	100 円
交 流 室 2	150 円
交 流 室 3	50 円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

(参 考)

議案第66号 周南市徳山駅前賑わい交流施設条例制定について

(訂正箇所 \_\_\_\_\_ )

該 当 箇 所		訂正前	訂正後
第17条	5頁	2 前項の指定管理者の飲食施設の使用については、第12条の規定中「 <u>飲食施設の利用者</u> 」とあるのは「 <u>指定管理者</u> 」と、「 <u>指定管理者</u> 」とあるのは「 <u>市長</u> 」と読み替えて準用する。	2 前項の指定管理者の飲食施設の使用については、第9条及び第12条の規定中「 <u>指定管理者</u> 」とあるのは「 <u>市長</u> 」と、「 <u>飲食施設の利用者</u> 」とあるのは「 <u>指定管理者</u> 」と読み替えて準用する。